

# 保育所入所案内



川崎市  
平成19年9月

# 目次

I	認可保育所の概要	
1	保育所とは	1
2	保育の実施基準	1
3	保育の実施期間	1
4	保育年齢	2
5	認可保育所の開所日と保育時間	2
6	障害児保育について	2
	資料1 川崎市認可保育所一覧	3
II	認可保育所の入所申込みについて	
1	入所申込みから入所までの流れ	6
2	申込先	6
3	申込期限	7
4	申込みに必要な書類	7
5	入所選考について	8
6	入所待機について	9
7	入所後の各種手続きについて	9
8	入所解除について	9
	資料2 保育所入所選考基準	10
	同ランク内での選考指数表	11
	同ランク同指数となった場合の調整項目表	11
III	認可保育所の保育料について	
1	保育料について	12
2	保育料の納入方法	12
3	保育料の変更・減免について	12
	資料3 平成19年度川崎市保育所徴収金額表	13
IV	認可保育所などによるその他事業	
1	延長保育	14
2	夜間保育	14
3	休日保育	15
4	一時保育	16
5	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	18
6	ふれあい子育てサポート事業	19
V	その他の保育事業・保育施設	
1	家庭保育福祉員（保育ママ）	20
2	おなかま保育室	21
3	川崎市認定保育園	23
4	地域保育園	24

# I 認可保育所の概要

## 1 保育所とは

保育所とは、保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって、保育することを目的とした児童福祉施設です。

幼稚園とは異なり、就学前の教育や集団生活に慣れさせるためなどの理由だけでは入所することはできません。

## 2 保育の実施基準

認可保育所に入所できるお子さんは、保護者が次のいずれかに該当し、かつ同居の親族などが保育できないお子さんです。

ア 昼間、居宅外で1日4時間以上かつ月16日以上働いている場合

イ 昼間、居宅内で子どもと離れ、家事以外の仕事を1日4時間以上かつ月16日以上している場合

ウ 妊娠中であるか出産後間がないことにより子どもの保育ができない場合

エ 病気、負傷又は心身障害により子どもの保育ができない場合

オ 同居の親族などの介護に常時当たっていることにより子どもの保育ができない場合

カ 災害の復旧に当たっていることにより子どもの保育ができない場合

キ 大学などへの通学や求職活動をしているなど、上記ア～カに類すると、市長が認める場合

## 3 保育の実施期間

小学校就学前までの範囲で、保護者などがお子さんを保育できない次のいずれかの期間となります。

### (1) 居宅外・居宅内就労

入所を承諾した日から小学校就学前までの範囲で保育を必要とする期間

### (2) 妊娠・出産

出産予定日の前後2か月程度

### (3) 疾病・障害・介護等

入所を承諾した日から小学校就学前までの範囲で疾病の療養、障害、介護などのため保育を必要とする期間

### (4) 災害復旧

入所を承諾した日から災害の復旧が完了すると見込まれる期間

### (5) 求職活動

入所を承諾した日から2か月以内

### (6) 就労先確定

入所を承諾した日から2か月以内

### (7) その他

入所を承諾した日から小学校就学前までの範囲で保育を必要とする期間

#### 4 保育年齢

産休明け（生後43日目）から小学校就学前までのお子さんが対象となりますが、保育所によって、受入年齢が異なりますので、詳しくは、資料1（3頁～5頁）をご覧ください。

#### 5 認可保育所の開所日と保育時間

##### （1）開所日

月曜～土曜。日曜、祝日、年末年始はお休みです。

別途、休日保育が必要な場合は、15頁をご覧ください。

##### （2）保育時間

公営保育所 7：30～18：00

民営保育所 7：00～18：00

個々の保育時間は、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態（産休・育休中にあるか）などにより異なりますので、入所時に必要な時間を園とご相談ください。

また、18時以降、延長保育が必要な場合は、14頁をご覧ください。



##### <ならし保育について>

入園当初は、上記保育時間にかかわらず、お子さんが保育所に慣れるまでの間（1週間程度、状況によってそれより長くなる場合もあります）、保育時間を短縮した、ならし保育を実施しますので、あらかじめ、ご予定ください。

#### 6 障害児保育について

集団保育が可能なお子さんであれば、市内全園で受入れを実施しています。

入所に際しては、通常の入所選考の後、他のお子さんと一緒に入園前健診を受診いただき、当該健診又は健康管理委員会で、集団保育が可能であるとの判断が必要です。

お申込みについては、事前に各区保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）に、ご相談ください。



## 川崎市認可保育所一覧

平成19年4月1日現在

## &lt;川崎市川崎地区&gt;

注) 受入年齢の〇歳の表示は、毎年、4月2日時点で当該年齢に達している場合を指します

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	大島保育園	大島5-21-10	222-7252	120	7:30~18:00	~19:00	2歳~
	大島乳児保育園		211-0637	35			5か月~1歳
	新町保育園	渡田4-9-4	333-8759	120			5か月~
	日進町保育園(※)	日進町22-14	211-0639	95			5か月~
	西大島保育園	大島1-24-12	211-1305	95			4か月~
	京町保育園(※)	京町3-26-1	344-2511	90			5か月~
民営	川崎乳児保育所	本町1-1-1	222-2171	90	7:00~18:00	~19:00	産休明け~2歳
	夜間保育所あいいく	本町1-1-1	222-2171	30	11:00~22:00	9:00~	産休明け~
	のぞみ保育園	富士見1-6-10	223-2229	90	7:00~18:00	~20:00	5か月~

※日進町保育園は平成20年度から、京町保育園は平成21年度から運営形態を民営に移行します。日進町保育園の民営化後の運営内容は次のとおりです。

(平成20年4月1日開所予定の保育所)

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
民営	未定(日進町地区)	日進町20-3	未定	100	7:00~18:00	~20:00	5か月~

## &lt;川崎市大師地区&gt;

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	大師保育園	出来野1-17	266-7939	120	7:30~18:00	~19:00	産休明け~
	観音町保育園	観音1-10-3	277-8567	95			5か月~
	藤崎保育園	藤崎1-7-1	211-1306	120			5か月~
	出来野保育園	出来野6-7	277-2411	90			5か月~
民営	東門前保育園	東門前1-8-2	266-8984	60	7:00~18:00	~19:00	6か月~
	よつば保育園	四谷上町14-8	288-4289	60		~20:00	5か月~
	かわなかじま保育園	藤崎2-19-2	246-7510	120		~20:00	2か月~

## &lt;川崎市田島地区&gt;

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	渡田保育園	鋼管通1-11-4	322-2226	120	7:30~18:00	~19:00	5か月~
	小田保育園	小田3-17-3	333-6966	120			1歳~
	東小田保育園	小田5-14-1	355-6620	95			5か月~
民営	聖美保育園	桜本2-41-11	266-7227	90	7:00~18:00	~19:00	5か月~
	川崎愛泉保育園	浜町2-22-16	344-5365	60		~19:00	5か月~
	桜本保育園	桜本1-8-22	288-2545	60		~19:00	5か月~

## &lt;幸区&gt;

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	古市場保育園	古市場2-97	522-5557	120	7:30~18:00	~19:00	5か月~
	古川保育園	古川町120	522-6301	120			1歳~
	日吉保育園	南加瀬2-9-20	588-5305	60			1歳~
	北加瀬保育園	北加瀬3-19-1	411-3047	60			1歳~
	小倉保育園	小倉1346	599-3792	95			5か月~
	河原町保育園	河原町1	522-6650	210			5か月~
	南加瀬保育園	南加瀬3-12-8	588-4156	95			5か月~
	南河原保育園	河原町1	522-4018	120			5か月~
	東小倉保育園	小倉437-4	511-5813	90			4か月~
	小向保育園	小向西町3-52-3	511-5774	90			5か月~
	夢見ヶ崎保育園	南加瀬3-4-8	588-4130	90			5か月~
	戸手保育園(※)	戸手本町2-420-1	522-6010	90			産休明け~
民営	塚越保育園	塚越4-345-11	555-0553	90	7:00~18:00	~20:00	5か月~
	YMCAかわさき保育園	大宮町26-3 3号棟102	520-1825	90		~20:00	2か月~
	どりーむ保育園	北加瀬1-31-5	580-3020	120		~20:00	5か月~

※戸手保育園は平成21年度から運営形態を民営に移行します。

資料 1

<中原区>

注) 受入年齢の〇歳の表示は、毎年、4月2日時点で当該年齢に達している場合を指します

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	住吉保育園(※)	木月伊勢町6-1	433-7832	95	7:30~18:00	~19:00	5か月~
	玉川保育園	北谷町61	511-2313	90			2歳~
	玉川乳児保育園		511-0011	35			5か月~1歳
	上小田中保育園	上小田中1-28-25	766-9791	95			5か月~
	宮内保育園	宮内4-13-14	751-9039	60			1歳~
	平間保育園	上平間366	533-0116	60			3歳~
	平間乳児保育園		533-0117	35			5か月~2歳
	南平間保育園(※)	上平間1183	511-0010	95			4か月~
	中丸子保育園	中丸子1155	411-5559	120			1歳~
	中原保育園	小杉陣屋町2-3-1	733-3835	120			5か月~
	下小田中保育園	下小田中4-4-17	788-5890	95			5か月~
	こうじ保育園	上小田中6-34-36	722-6541	90			4か月~
	西宮内保育園	宮内1-24-7	755-6266	90			5か月~
民営	小田中保育園	下小田中1-11-1	766-6001	90	7:00~18:00	~20:00	2歳~
	小田中乳児保育園		751-9038	35		~20:00	5か月~2歳
	多摩保育園	上丸子山王町2-1337	411-1122	150		~19:00	6か月~
	新日本保育園	木月伊勢町3-3	722-3203	180		~19:00	産休明け~
	長寿保育園	井田中ノ町12-20	777-5403	180		~19:00	5か月~
	木月保育園	木月4-42-14	433-1958	120		~19:00	5か月~
	井田保育園	井田1-26-33	751-1637	90		~19:00	産休明け~3歳
	すみれ保育園	今井南町1123	430-5544	120		~20:00	4か月~

※住吉保育園は、平成19年度末から隣接する都市計画道路の拡幅工事のため、園庭の一部が使用できなくなります。  
 ※南平間保育園は平成21年度から運営形態を民営に移行します。

<高津区>

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	高津保育園(※)	二子5-1-5	822-3861	85	7:30~18:00	~19:00	5か月~
	橘保育園	千年107	766-0298	60			1歳~
	蟹ヶ谷保育園	蟹ヶ谷339	751-9040	90			産休明け~
	諏訪保育園	諏訪3-20-15	833-0980	60			1歳~
	野川保育園	野川3906-4	751-9037	95			5か月~
	末長保育園	末長1290-3	866-2044	60			1歳~
	西高津保育園	溝口5-15-4	833-5803	95			4か月~
	津田山保育園	下作延1084-1	888-5291	120			5か月~
	上作延保育園	向ヶ丘1-3	865-0136	120			5か月~
	子母口保育園	子母口378	751-9041	120			5か月~
	千年保育園	千年970	755-8409	120			5か月~
	坂戸保育園	坂戸3-7-21	811-6922	90			5か月~
	梶ヶ谷保育園	梶ヶ谷5-8-2	865-0355	120			5か月~
民営	みぞのくち保育園	溝口4-19-2	811-5081	120	7:00~18:00	~20:00	5か月~
	二子保育園	二子5-14-56	812-0088	150		~19:00	産休明け~
	下作延中央保育園	下作延175-4	866-6914	120		~20:00	4か月~
	たちばな中央保育園	千年1300	753-2525	90		~20:00	5か月~
	くじ保育園	久地3-16-1	829-0150	60		~20:00	5か月~
	レッツ・びー梶ヶ谷保育園	下作延778スペース アメニティ梶ヶ谷1F	856-3721	90		~20:00	5か月~

※高津保育園は平成20年度から運営形態を民営に移行します。民営化後の運営内容は次のとおりです。

(平成20年4月1日開所予定の保育所)

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
民営	(仮称) YMCAたかつ保育園	溝口1-184-1	未定	120	7:00~18:00	~20:00	5か月~

※公営保育所の民営化の考え方

市では、すべての公営保育所を選考の対象とし、次の考え方に基づき、今後も公営保育所の民営化を進めていきます。  
 19年度から23年度にかけては、2~5園ずつ民営化を行います。

- ① 19時以降の長時間延長保育など特別な保育事業の利用が多く見込まれる地域であること。
- ② 将来においても継続的な保育需要が見込まれる地域であること。
- ③ 建物の整備が必要である場合に、増築・改修などの条件が整っていること。



## &lt;宮前区&gt;

注) 受入年齢の〇歳の表示は、毎年、4月2日時点で当該年齢に達している場合を指します

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	向丘保育園	南平台4-2	977-3343	60	7:30~18:00	~19:00	3歳~
	向丘乳児保育園		977-3344	35			5か月~2歳
	有馬保育園	東有馬5-16-1	888-3751	90			5か月~
	西有馬保育園	有馬1-8-6	855-2315	120			5か月~
	菅生保育園	初山1-23-15	977-9320	120			5か月~
	宮崎保育園	宮前平1-2-2	855-7520	150			5か月~
	南菅生保育園	菅生4-4-1	977-4164	90			5か月~
	宮前平保育園(※)	宮前平2-11-6	854-4855	120			5か月~
	平保育園	平2-13-1	865-1031	120			4か月~
	中有馬保育園	有馬3-2-10	854-0425	120			5か月~
	馬絹保育園	馬絹1364-7	855-9322	120			5か月~
	土橋保育園	土橋2-14-1	855-2877	120			産休明け~
民営	野川南台保育園	野川2252-6	740-1833	60	7:00~18:00	~19:00	5か月~
	こどものいえもも保育園	馬絹1899-5	860-2415	150		~20:00	2か月~
	さぎ沼なごみ保育園	土橋3-1-6	871-7531	120		~20:00	5か月~

※宮前平保育園は平成21年度から運営形態を民営に移行します。

## &lt;多摩区&gt;

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	中野島保育園	布田18-25	944-7661	60	7:30~18:00	~19:00	3歳~
	中野島乳児保育園		944-7660	35			5か月~2歳
	宿河原保育園	宿河原3-13-9	911-9348	95			5か月~
	生田保育園	西生田3-15-10	966-2502	60			3歳~
	生田乳児保育園		966-0276	35			5か月~2歳
	菅保育園	菅1-5-24	945-5109	95			5か月~
	三田保育園	三田1-18-3	900-0122	120			5か月~
	西宿河原保育園	宿河原2-19-6	933-1090	120			4か月~
	東中野島保育園	中野島4-4-15	922-8173	120			5か月~
	土淵保育園	生田2-14-5	933-8942	120			産休明け~
	南生田保育園	南生田3-2-7	954-7575	90			5か月~
民営	稲田保育園	登戸1416	933-7335	150	7:00~18:00	~19:00	6か月~
	厚生館愛児園	菅稲田堤1-11-8	944-4733	120		~19:00	5か月~
	龍巖寺保育園	堰3-11-13	811-0436	180		~19:00	5か月~
	ひばり保育園	宿河原6-46-6	811-1255	120		~19:00	5か月~
	第二厚生館愛児園	寺尾台1-1-19	955-2933	120		~19:00	5か月~
	なごみ保育園	菅稲田堤3-9-2	944-2022	90		~19:00	産休明け~
	星の子愛児園	菅稲田堤1-17-25	944-8181	150		~20:00	産休明け~
	なのはな保育園	登戸2249-1	930-1261	120		~20:00	5か月~
	ひばりっこくらぶ保育園	宿河原6-35-14	844-7448	90		~20:00	5か月~
	太陽の子保育園	栗谷2-16-14	954-3906	150		~20:00	5か月~

(平成20年4月1日開所予定の保育所)

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
民営	(仮称)ハグミー・ナーサリー(※)	中野島3-15-15	935-6788	90	7:00~18:00	~20:00	5か月~

※(仮称)ハグミー・ナーサリーは、川崎市認定保育園から認可保育所への移行によるものです。

## &lt;麻生区&gt;

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
公営	百合丘保育園	百合丘1-18-4	966-5551	60	7:30~18:00	~19:00	5か月~
	上麻生保育園	上麻生7-2-35	988-8520	90			5か月~
	高石保育園	高石1-14-15	954-5355	90			4か月~
	虹ヶ丘保育園	虹ヶ丘2-2-20	987-1771	120			5か月~
	白鳥保育園(※)	白鳥1-17-2	987-8206	90			5か月~
	下麻生保育園	下麻生2-14-1	988-1030	90			5か月~
	白山保育園	白山4-2-1	987-7722	120			産休明け~
民営	柿生保育園	上麻生5-23-1	988-1453	150	7:00~18:00	~19:00	4か月~
	すぎのこ保育園	岡上71-3	988-3415	60		~19:00	5か月~
	あさのみ保育園	上麻生3-22-14	969-5403	120		~20:00	産休明け~

※白鳥保育園は平成21年度から運営形態を民営に移行します。

(平成20年4月1日開所予定の保育所)

運営形態	保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	延長保育	受入年齢
民営	(仮称)はるひ野保育園	はるひ野2-7-1	未定	90	7:00~18:00	~20:00	5か月~
民営	(仮称)小田急新百合ヶ丘保育園	古沢43コザワビル2F	未定	90	7:00~18:00	~20:00	5か月~

## II 認可保育所の入所申込みについて

### 1 入所申込みから入所までの流れ

(1) 事前相談 保育所見学	お住まいの区の保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）に、申込方法などについての事前相談を行うとともに、希望する保育所の様子を見学しておいてください。見学は、直接、各園にお申込みください。
(2) 入所申込み	お住まいの区の保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）に、入所希望月の前月の10日までにお申込みください。（ただし、4月1日入所の申込みは、それよりも早い時期に別途期間を指定して受け付けます。）
(3) 実態調査	申込内容に不明な点がある場合は、訪問調査や電話確認などによる実態調査を行うことがありますので、あらかじめ、ご了承ください。
(4) 入所選考	保育所ごとに選考会議を開催し、市の保育所入所選考基準に基づき、年齢ごとに入所選考を行います。既に、受入れ可能な人数を超えている場合には、選考会議は開催せず、入所不承諾の決定を行います。
(5) 入所内定 入所不承諾	選考の結果、入所内定となったお子さんには、内定通知と入園前健診のご案内をします。 入所不承諾となったお子さんには、入所不承諾の決定通知をします。
(6) 入園前健診	入所内定となったすべてのお子さんに、健康診断を受診いただき、健康管理上又は集団生活上、保育所への受入れが可能かの判断をさせていただきます。
(7) 健康管理委員会	入園前健診の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合には、医師、保育所関係者、行政職員などからなる健康管理委員会において、総合的な見地から入所の可否の判断をさせていただきます。
(8) 入所承諾 入所不承諾	入園前健診又は健康管理委員会で、入所可とされたお子さんには、入所承諾の決定通知をします。入園前健診を経て、健康管理委員会で、入所不可とされたお子さんには、入所不承諾の決定通知をします。
(9) 入所	入所承諾決定通知書に記載されている入所日以降、入所開始となります。

### 2 申込先

次により、お住まいの区保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）にお申込みください。郵送での申込みはできません。

居住区・地区	申込先	問い合わせ先
川崎地区	川崎区保健福祉センター児童家庭支援担当（川崎区役所内）	201-3287
大師地区	大師地区健康福祉ステーション児童家庭支援担当（大師支所内）	271-0150
田島地区	田島地区健康福祉ステーション児童家庭支援担当（田島支所内）	322-1999
幸区	幸区保健福祉センター児童家庭支援担当（幸区役所内）	556-6688
中原区	中原区保健福祉センター児童家庭支援担当（中原区役所内）	744-3263
高津区	高津区保健福祉センター児童家庭支援担当（高津区役所内）	861-3250
宮前区	宮前区保健福祉センター児童家庭支援担当（宮前区役所内）	856-3259
多摩区	多摩区保健福祉センター児童家庭支援担当（多摩区役所内）	935-3297
麻生区	麻生区保健福祉センター児童家庭支援担当（麻生区役所内）	965-5158

### 3 申込期限

随時の申込みは、原則、入所希望月の前月の10日（10日が土日・祝日の場合はその前の開庁日）までです。

4月1日入所の申込みにあっては、申込みが集中するので、それよりも早い時期に別途期間を指定して受け付けます。**平成20年4月1日入所の申込期間は、平成19年11月1日（木）から平成20年1月11日（金）までです。**なお、今回の申込みでは、12月初めに別途、平成20年4月1日開所予定の小規模認可保育所（対象年齢：1歳～、対象地域：川崎駅、武蔵小杉駅、新丸子駅、元住吉駅、武蔵中原駅、武蔵新城駅、溝口駅、高津駅、鷺沼駅周辺、詳細未定）のご案内を各区保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）で配布又は市のホームページ（健康福祉情報→制度児童→保育・子育て）に掲載しますので、ご覧ください。

### 4 申込みに必要な書類

認可保育所の入所申込みには、次の書類が必要となります。各記入用紙は、お住まいの区の保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）で配布をしています。また、市のホームページ（健康福祉情報→制度児童→保育・子育て→認可保育所の入所手続きについて）からも一部ダウンロードできます。

#### (1) 保育所入所申込書・保育所入所申込書補助票

申込書は世帯ごとに、補助票は申込みを行うお子さんごとに各1通必要です。ただし、複数の補助票を提出いただく場合、裏面への記載は1通のみで結構です。

#### (2) 昼間、家庭で保育できないことが分かる書類

保護者ごとに、次のうち該当するものがが必要です。また、保護者の状況により、この他に書類の提出をお願いする場合がありますので、事前にお住まいの区の保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）にご確認ください。

チェック欄	提出書類	提出条件
<input type="checkbox"/>	就労・所得証明（申告）書	◆保育できない理由が、居宅外・居宅内就労による場合 ※内定の場合は、記載内容は見込みをご記入ください。 ※同居の親族などが65歳未満で就労している場合は、その分もご提出ください。
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳（写し）	◆保育できない理由が、妊娠・出産による場合 ※氏名と出産予定日が記載されている頁の写しをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	診断書	◆保育できない理由が、疾病・負傷による場合
<input type="checkbox"/>	在学証明書・時間割	◆保育できない理由が、職業訓練校や大学などへの通学による場合
<input type="checkbox"/>	受託証明書	◆現に認可外保育施設などにお子さんを預けている場合

.....
.....
.....

### (3) 世帯の所得状況が分かる書類

保護者ごとに、次のうち該当するものがが必要です。

チェック欄	提出書類	提出条件
<input type="checkbox"/>	前年分源泉徴収票のコピー	◆会社などに勤務されていて、確定申告をしていない場合
<input type="checkbox"/>	前年分確定申告書の控のコピー	◆確定申告をした場合
<input type="checkbox"/>	前年度（前々年分）市民税の納税通知書のコピー又は課税証明書	◆所得税は課税されてなく、市民税は課税されている場合
<input type="checkbox"/>	前年度（前々年分）市民税非課税証明書	◆所得税も市民税も課税されていない場合

## 5 入所選考について

入所申込みが、保育所の受入れ可能な人数を超えた場合には、入所選考を行います。

入所選考は、10頁の別表1「保育所入所選考基準」に基づき、世帯ごとに各保護者をA～Eのランクに区分し、保護者間で低い方のランクを世帯のランクとして、その世帯のランクがより高いお子さんから入所の内定を行います。

(例) a世帯 父…B 母…B 世帯のランク…B



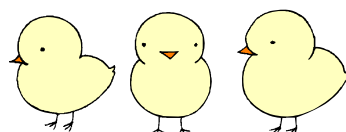
b世帯 父…A 母…C 世帯のランク…C

同ランクで競合した場合には、11頁の別表2「同ランク内での選考指数表」により、世帯ごとに算定した指数の高い世帯のお子さんから入所を内定します。

さらに、同ランク同指数で競合した場合には、同じく11頁の別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」により、世帯ごとに相対的に判断して該当する項目が多い世帯のお子さんから入所の内定を行います。

#### <転園希望の取扱いについて>

転園希望については、転居や勤務先の変更などにより、入所中の保育所の入所継続が困難と認められる場合には、保育の実施を受けていないお子さんの申込みと同等に取扱いますが、入所中の保育所の入所継続が困難と認められない場合には、保育の実施を受けていないお子さんの申込みを優先しますので、ご了解ください。



## 6 入所待機について

選考の結果、入所承諾とならなかったお子さんについては、保育所入所不承諾決定通知書が送付され、入所待機の状態となります。

この場合は、保護者の側で、申込内容の訂正や申込みの取下げなどがない限り、引き続き、当該保育所への入所申込みの意思があるものとして、当該年度中は、改めて入所申込関係書類を提出していただく必要はありません。申込内容に変更があった場合や次年度、入所申込みをする場合には、改めて、必要書類を提出してください。

欠員などにより新たな受入れが可能となった段階で、再度選考を行い、入所可能となった場合は、その旨ご連絡いたします。

### <内定取消しなどについて>

申込後、申込内容と入所時の状況が異なることが判明した場合には、その時点で、選考のやり直しや内定取消しなどを行うこととなりますので、入所申込関係書類の記載は厳密に行ってください。やむを得ず、状況に変更が生じた場合には、すみやかに、お申出ください。

## 7 入所後の各種手続きについて

保育所入所後も、次のような場合には、所定の届出などの提出が必要です。

提出書類	提出要件
保育所入所状況届	◆引き続き、保育できない状況にあるかをみるため、すべての入所世帯に対し、原則、年2回、提出をお願いするもの
保育所入所(変更)申込書	◆転居などにより入所中の保育所の入所継続が困難となる場合などで、転園を希望する場合 ◆入所理由及び保育の実施期間を変更する場合
異動届	◆退所、住所の変更、勤務先の変更、家族構成の変更、氏名の変更、産休・育休取得などの場合
就労・所得証明(申告)書	◆求職活動を理由に入所した場合(入所開始後、2か月以内の提出が必要) ◆勤務先が変わった場合

## 8 入所解除について

次のような場合には、保育所を退所していただきます。

- ア 保育の実施要件を満たさなくなった場合
- イ 保育の実施期間が終了した場合
- ウ 入所後、集団生活に支障をきたした場合
- エ 虚偽の申請の事実が判明した場合



別表1 「保育所入所選考基準」

番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※常勤・非常勤等の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行うものとする。		月20日以上、1日実働7時間以上就労	A
			(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	B
			(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	C
			就労先確定	D
2	自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月20日以上、1日実働7時間以上就労	A
			(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	B
			(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	C
			就労先確定	D
	協力者	月20日以上、1日実働7時間以上就労	B	
		(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	C	
		(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	D	
		就労先確定(求職活動より上位とする。)	E	
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	C
4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	B
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	C
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~C
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)	A~C
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A~C
7	市長による特例	通学	卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~D
		ひとり親世帯等	自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~D
		求職活動	求職のため昼間外出することを常態としている場合	E
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 夜間に労働に従事し、昼間に睡眠又は休養をとることを常態としている場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合	A~E

別表2「同ランク内での選考指数表」

項目	細目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等については、別表2の同ランク内での選考指数表の加点対象外とする。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と低所得世帯に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が存在しない(死亡、拘禁、生死不明)の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 低所得世帯 概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合、自立支援のため必要と認められる場合	7
就労実績 注1	1年以上の就労実績がある場合	2
	半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、おなかま保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、地域保育園等に預けている場合	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 注2	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合	-1
産休明け又は育児明け 注3	産休明け、育児明け予定者(4月1日入所については1~3月中の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し入所解除となった児童	保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合	15

注1 児童の保護者にそれぞれ加算

注2 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

項目
申込み時に保育料を滞納していない世帯
保護者の一方が長期不在(単身赴任、海外勤務、入院等)の世帯
児童を認可外保育施設等に預けている期間(育児休業期間中は除く)の長い世帯
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯
所得の低い世帯
児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯

### Ⅲ 認可保育所の保育料について

#### 1 保育料について

毎月の保育料は、お子さんの入所した月の初日の年齢（継続入所の場合は、4月2日の年齢）と世帯の前年分所得税（所得税が非課税の場合は前年度市県民税）の合計額に基づき、算定されます。詳しくは、資料3（13頁）の平成19年度川崎市保育所徴収金額表を参考としてください。病気などにより、登園できない場合も、在籍の事実をもって保育料がかかりますので、ご承知おきください。

なお、月の途中で入退所する場合も、原則月額保育料がかかりますが、それが市外からの転入や市外への転出、産休・育休の明けと入りなどに伴う入退所である場合は、保育料は日割り計算となります。

#### 2 保育料の納入方法について

納入方法については、口座振替による方法と納入通知書による方法の2通りがありますが、市では、特別な事情がある場合を除き、原則、口座振替による納付をお願いします。

各区保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）又は各保育所（市内に限る）で口座振替納付（自動払込）依頼書を配布していますので、ご希望の金融機関にご提出ください。

##### <保育料の滞納処分について>

納入していただく保育料は、保育所を運営するための費用にあてられる大切なものです。また、認可保育所にお子さんを入所させられなかったご家庭や一般の納税をいただいているご家庭との公平性の観点から、保育料の滞納は見逃すことのできない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。

保育料を納入期限までに、お納めいただけない場合には、法令の規定により、給料・預貯金など財産の差押処分を受ける場合があります。

#### 3 保育料の変更・減免について

結婚や離婚などにより世帯の所得に変更があった場合や所得税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となりますので、必ず各区保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）に申し出てください。

また、災害や失業などにより不測の支出や著しい所得の減少があり、保育料の納入が困難となった場合には、保育料が減免されることがありますので、各区保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）までお問い合わせください。



## 平成19年度川崎市保育所徴収金額表

(単位：円)

区分	定 義	3歳未満児保育料（月額）			3歳以上児保育料（月額）		
		基 本 保育料	第2子 保育料	第3子 保育料	基 本 保育料	第2子 保育料	第3子 保育料
A	被保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	530	3,300	1,650	330
C 2	市民税所得割 5,000 円未満	6,300	3,150	630	4,400	2,200	440
C 3	市民税所得割 5,000 円以上	7,100	3,550	710	5,400	2,700	540
D 1	所得税 2,700 円未満	9,200	4,600	920	7,100	3,550	710
D 2	所得税 2,700 円以上 13,500 円未満	10,600	5,300	1,060	8,100	4,050	810
D 3	所得税 13,500 円以上 27,000 円未満	12,500	6,250	1,250	9,700	4,850	970
D 4	所得税 27,000 円以上 45,000 円未満	15,500	7,750	1,550	12,700	6,350	1,270
D 5	所得税 45,000 円以上 54,000 円未満	15,900	7,950	1,590	13,000	6,500	1,300
D 6	所得税 54,000 円以上 81,000 円未満	21,000	10,500	2,100	17,000	8,500	1,700
D 7	所得税 81,000 円以上 108,000 円未満	25,800	12,900	2,580	20,900	10,450	2,090
D 8	所得税 108,000 円以上 135,000 円未満	31,000	15,500	3,100	24,100	12,050	2,410
D 9	所得税 135,000 円以上 157,500 円未満	34,600	17,300	3,460	25,400	12,700	2,540
D 10	所得税 157,500 円以上 189,000 円未満	37,400	18,700	3,740	26,000	13,000	2,600
D 11	所得税 189,000 円以上 234,000 円未満	40,900	20,450	4,090	26,400	13,200	2,640
D 12	所得税 234,000 円以上 279,000 円未満	43,000	30,100	4,300	26,400	18,480	2,640
D 13	所得税 279,000 円以上 333,000 円未満	46,300	32,410	4,630	27,500	19,250	2,750
D 14	所得税 333,000 円以上 387,000 円未満	48,700	34,090	4,870	27,800	19,460	2,780
D 15	所得税 387,000 円以上 416,200 円未満	51,800	36,260	5,180	28,800	20,160	2,880
D 16	所得税 416,200 円以上 450,000 円未満	52,200	36,540	5,220	29,200	20,440	2,920
D 17	所得税 450,000 円以上 513,000 円未満	55,400	38,780	5,540	30,900	21,630	3,090
D 18	所得税 513,000 円以上 576,000 円未満	57,400	40,180	5,740	31,300	21,910	3,130
D 19	所得税 576,000 円以上 648,000 円未満	59,100	41,370	5,910	31,400	21,980	3,140
D 20	所得税 648,000 円以上	59,600	41,720	5,960	31,500	22,050	3,150

注1 この表の所得税額は、世帯の平成18年分所得税の年額（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除は適用しない額）です。また市民税額は、世帯の平成18年度市民税の年額です。

注2 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上のお子さんが認可保育所に入所している場合（学校教育法第1条に規定する幼稚園及び就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に入所している場合を含む。）の第2子目の保育料です。

注3 第3子保育料とは、同一世帯から3人以上のお子さんが認可保育所に入所している場合（学校教育法第1条に規定する幼稚園及び就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に入所している場合を含む。）の第3子目以降の保育料です。

注4 お子さんの年齢は、入所した月の初日の年齢（継続入所の場合は4月2日の年齢）によって算定します。年度途中で、年齢が変わっても、その年度中は、保育料は変わりません。

注5 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。

## IV 認可保育所などによるその他事業

### 1 延長保育

通常の保育時間では、保護者などが、勤務時間や通勤時間などの事情により、お子さんを送り迎えない場合に、ご利用いただく制度です。1時間延長と2時間延長の2種類があります。実施施設など制度の概要は次のとおりです。

#### (1) 実施施設

市内全園で実施しています。保育所によって、1時間延長のみの所と、2時間延長まで行っている所がありますので、延長保育時間などの詳細は、資料1（3頁～5頁）をご覧ください。

#### (2) 利用条件

通常の保育時間では、保護者などが、勤務時間や通勤時間などの事情により、お子さんを送り迎えない場合

#### (3) 延長保育料

1時間延長の保育料 月額2,500円

2時間延長の保育料 月額5,000円（夜間保育所あいいくの2時間延長は2,500円）

納入方法は、公営保育所の場合は、通常の保育料と合わせて納入し、民営保育所の場合は、各保育所に別に納入することとなります。

#### (4) 申込方法

各保育所に、お申込みください。延長保育の実施決定にあたっては、園の承諾が必要となります。

### 2 夜間保育

通常の認可保育所の保育時間では、お子さんを預けられない夜間にかけての就労などを保護者が行っている場合に、ご利用いただく制度です。実施施設など制度の概要は次のとおりです。

#### (1) 実施施設

ア 保育所名 夜間保育所あいいく

イ 住 所 川崎区本町1-1-1

ウ 電話番号 222-2171

オ 定 員 30人

カ 開所時間 9:00～22:00（ただし、9:00～11:00は延長保育扱いとなります。）

キ 受入年齢 産休明け（生後43日目）～小学校就学前

#### (2) 利用条件

通常の認可保育所と同様に、保護者などがお子さんを家庭で保育できない状況にあり、かつ、通常の認可保育所の保育時間では、お子さんを預けられない夜間にかけての就労などを保護者が行っている場合

#### (3) 保育料

通常の認可保育所と同様に、川崎市保育所徴収金額表（平成19年度の金額は13頁参照）により、お支払いいただきます。納入方法も同様です。

#### (4) 申込方法

通常の認可保育所と同様に、お住まいの区の保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）にお申込みください。申込みが受入れ可能な人数を超えた場合には、入所選考を行います。

### 3 休日保育

お子さんを認可保育所に入所させているものの、日曜や祝日にも、就労などを保護者が行って、その際に、お子さんを家庭で保育できない場合に、ご利用いただく制度です。実施施設など制度の概要は次のとおりです。

#### (1) 実施施設

市では、平成19年8月1日現在、次の6施設で休日保育を実施しています。

保育所名	住所	電話番号	定員	保育時間	受入年齢
のぞみ保育園	川崎区富士見 1-6-10	223-2229	10人	8:00~18:00	離乳食完了児から
YMCAかわさき保育園	幸区大宮町 26-3-3-102	520-1825	10人	8:00~18:00	離乳食完了児から
すみれ保育園	中原区今井南町 1123	430-5544	10人	8:00~18:00	離乳食完了児から
下作延中央保育園	高津区下作延 175-4	866-6914	10人	8:00~18:00	離乳食完了児から
さぎ沼なごみ保育園	宮前区土橋 3-1-6	871-7531	10人	8:00~18:00	離乳食完了児から
なのはな保育園	多摩区登戸 2249-1	930-1261	10人	8:00~18:00	離乳食完了児から

#### (2) 利用条件

市内在住で、お子さんを認可保育所に入所させているものの、日曜や祝日にも、就労などを保護者が行って、その際に、お子さんを家庭で保育できない場合  
なお、労働基準法では、少なくとも1週間に1日は休みを取ることとなっています。休日保育を利用する場合は、最低でも、通常通っている保育所を月曜～金曜の間で1日は休み、保護者が児童を保育するようにしてください。

#### (3) 利用料金

お子さんの年齢と世帯の所得状況により、次の金額が必要となります。直接、園にお支払いください。また、おやつ代など、別途実費をいただきます。

区分	被保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
3歳未満児	日額 0円	日額 0円	日額 2,300円
3歳以上児	日額 0円	日額 0円	日額 1,200円

#### (4) 申込方法

入所中の保育所に申し出て、必要書類をもらった上で、必要事項を記入し、休日保育実施園にお子さんを連れ、書類を提出しに行ってください。

具体的な利用日、保育時間などについては、休日保育実施園と調整してください。



#### 4 一時保育

保護者が週3日以内の就労や病気、冠婚葬祭などのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に代わって保育をする制度です。実施施設など制度の概要は次のとおりです。

##### (1) 実施施設

市では、平成19年8月1日現在、次の20施設で一時保育を実施しています。

	保育所名	住所	電話番号	保育時間	受入年齢
川崎区	夜間保育所あいいく	本町 1-1-1 (京急川崎駅)	222-7555	月～金の 9:00～18:00	4か月から
	のぞみ保育園	富士見 1-6-10 (JR川崎駅)	223-2229	月～金の 8:30～17:00	概ね1歳から
	よつば保育園	四谷上町 14-8 (市バス台町バス停)	288-4289	月～金の 8:30～17:00	概ね1歳から(緊急時は6か月から相談)
	かわなかじま保育園	藤崎 2-19-2 (川崎大師駅)	246-7510	月～金の 8:30～17:00	概ね1歳から
幸区	YMCAかわさき保育園	大宮町 26-3-3-102 (JR川崎駅)	520-1825	月～金の 8:00～17:30	10か月から
	どりーむ保育園	北加瀬 1-31-5 (新川崎駅)	580-3020	月～金の 8:30～17:00	概ね1歳から
中原区	長寿保育園	井田中ノ町 12-20 (元住吉駅)	777-5403	月～金の 9:00～17:30	10か月から
	すみれ保育園	今井南町 1123 (武蔵小杉駅)	430-5544	月～金の 8:30～18:00	6か月から
	多摩保育園	上丸子山王町 2-1377 (向河原駅)	411-1122	月～金の 8:30～18:00	6か月から
	木月保育園	木月 4-42-14 (元住吉駅)	433-1958	月～金の 9:00～17:30	10か月から
高津区	みそのくち保育園	溝口 4-19-2 (高津駅)	811-5081	月～金の 8:30～17:00	6か月から
	下作延中央保育園	下作延 175-4 (溝口駅)	866-6914	月～金の 8:30～17:00	概ね1歳から
	たちはな中央保育園	千年 1300 (市バス橋出張所前バス停)	753-2525	月～金の 8:30～17:00	6か月から
宮前区	こどものいえもも保育園	馬絹 1899-5 (宮前平駅)	860-2415	月～金の 8:30～17:00	10か月から
	さぎ沼なごみ保育園	土橋 3-1-6 (鷺沼駅)	871-7538	月～金の 8:30～17:00	10か月から
多摩区	ひばり保育園	宿河原 6-46-6 (久地駅)	811-1255	月～金の 8:30～17:00	5か月から
	星の子愛児園	菅稲田堤 1-17-25 (稲田堤駅)	944-1515	月～金の 8:30～17:00	6か月から
	なのはな保育園	登戸 2249-1 (登戸駅)	930-1261	月～金の 8:00～17:00	概ね1歳から
麻生区	あさのみ保育園	上麻生 3-22-14 (新百合ヶ丘駅)	969-5403	月～金の 9:00～17:30	10か月から
	柿生保育園	上麻生 5-23-1 (柿生駅)	988-1453	月～金の 9:00～17:00	概ね10か月から

※このほか、平成20年4月1日開所予定の(仮称)YMCAたかつ保育園、(仮称)はるひ野保育園でも、平成20年度から一時保育を開始する予定です。

(2) 利用条件

市内在住で、保育所に入所させていないお子さんがおり、そのお子さんを次のいずれかにより、一時的に家庭で保育できない場合

ア 保護者が週3日以内の就労などを断続的に行っている場合（非定型的保育／週3日まで）

イ 保護者が病気になったり、冠婚葬祭などに緊急に参加したりしなければならなくなった場合（緊急・一時保育／連続して14日まで）

ウ 保護者が育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などを図る必要があると認められた場合（緊急・一時保育／連続して14日まで）

(3) 利用定員

非定型的保育 1日10人位まで

緊急・一時保育 1日2人位まで

(4) 利用料金

上記の一時保育の形態とお子さんの年齢、世帯の所得状況により、次の金額が必要となります。直接、園にお支払いください。なお、昼食代、おやつ代、預かり金などについては、各保育所へお問い合わせください。

<非定型的保育>

区分	被保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
3歳未満児	日額 0円	日額 0円	日額 2,300円
3歳以上児	日額 0円	日額 0円	日額 1,200円

<緊急・一時保育>

区分	被保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
全児童	日額 0円	日額 900円	日額 2,300円

(5) 申込方法

各保育所に、お申し込みください。なお、希望者が多く利用することができない場合もありますのであらかじめご了承ください。

<認可保育所などでは地域の子育て支援も行っています！>

\*\* 保育相談 \*\*

全園で育児に関する相談を受け付けています。来園による相談は月曜～金曜。時間は、各園にご確認ください。また、電話での相談もできます。

\*\* 園庭開放 \*\*

多くの認可保育所では、地域の親子に、遊びや友だちづくりの場として園庭を開放しています。実施日時は、各園にお問い合わせください。

\* 地域子育て支援センター \*

現在、市内19か所の施設で、専門職員を配置し、子育て相談や子育て情報の提供、遊び場の提供、子育てサークルの支援などを行っています。

詳しい施設の所在地や問い合わせ先、開設時間などは、市のホームページか別に配布する案内をご覧ください。



## 5 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

お子さんを保育所などに入所させているものの、お子さんが病気の回復期にあり、まだ通常の保育所などでは預かってもらえないときに、保護者が就労などを行わなければならない、家庭で保育できない場合に、ご利用いただく制度です。実施施設など制度の概要は次のとおりです。

### （１）実施施設

市では、現在、南部と北部に1か所ずつ、次の施設を設置し、病後児保育を実施しています。

施設名	住所	電話番号	利用定員	保育時間
乳幼児健康支援サービス・エンゼル幸	幸区柳町 55-3	555-6741	8人（感染症児のための隔離室1室あり） ※看護師2人、保育士2人	月～金の 8:00～18:00
乳幼児健康支援サービス・エンゼル多摩	多摩区中野島 3-15-10	922-8724	12人（感染症児のための隔離室2室あり） ※看護師2人、保育士4人	月～金の 8:00～18:00

### （２）利用条件

市内在住で、お子さんを保育所などに入所させているものの、お子さんが病気の回復期にあり、まだ通常の保育所などでは預かってもらえないときに、保護者が就労などを行わなければならない家庭で保育できない場合

各実施施設への事前の利用登録が必要です。ただし、緊急の場合は、当日の登録でも構いません。

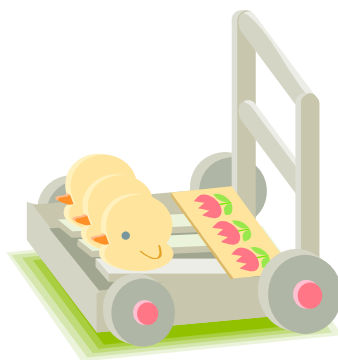
### （３）利用料金

日額 2,500円（食事・おやつ代含む）

ただし、市民税非課税世帯は、1,000円、被保護世帯は、400円

### （４）利用方法

利用の際には、各施設へ電話で予約をし、かかりつけの医師が記載した「主治医指示書」を持参のうえ、お越しください。



## 6 ふれあい子育てサポート事業

保育所の入所の有無にかかわらず、育児の援助を行いたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う制度です。実施施設など制度の概要は次のとおりです。

### (1) 実施施設

市では、次に掲げる南部・中部・北部の各保育所内に、ふれあい子育てサポートセンターを置き、会員登録の受付、ご案内などを行っています。

施設名	対象区	住所	電話番号
ふれあい子育てサポートセンター・あいいく	川崎区 幸区、中原区	川崎区本町 1-1-1 夜間保育所あいいく内	222-7555
ふれあい子育てサポートセンター・花の台	高津区 宮前区	宮前区馬絹 1899-5 こどものいえもも保育園内	860-4545
ふれあい子育てサポートセンター・宙（そら）	多摩区 麻生区	多摩区稲田堤 1-17-25 星の子愛児園内	944-8866

### (2) 利用条件

はじめに、会員登録が必要です。会員には、市内在住で、次の要件を満たす方なら、どなたでもなれます。また、両方の会員になることもできます。

#### <子育てヘルパー会員>

心身ともに健康で、援助活動に熱意と理解のある20歳以上の方（なお、会員になる前に、ふれあい子育てサポートセンターが実施する研修を受けていただく必要があります。）

#### <利用会員>

生後4か月～小学校6年生のお子さんと同居している方

### (3) 援助活動の内容

ア 通院、残業、講座など、利用会員の都合によるお子さんの一時預かり（お預かりするのは、原則、子育てヘルパー会員の自宅になります。）

イ 保育園、幼稚園などへのお子さんの送迎

※ ただし、お子さんが病気療養中であるときは、お預かりできません。

### (4) 利用料金

平日の7:00～21:00 1時間当たり700円

平日の上記以外の時間帯 1時間当たり900円

土日・祝日・年末年始の全時間帯 1時間当たり900円

上記利用料金は、利用会員が直接、子育てヘルパー会員にお支払いください。

また、利用会員は、この他に、年額1,200円の会費を各ふれあい子育てサポートセンターにお支払いください。

### (5) 申込方法

各ふれあい子育てサポートセンターに、お申込みください。ただし、子育てヘルパー会員については、別途年間の研修スケジュールがあり、すぐの登録ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## V その他の保育事業・保育施設

### 1 家庭保育福祉員（保育ママ）

産休明け（生後43日目）～3歳未満のお子さんを対象に、通常の保育所と同様、保護者などが昼間、お子さんを家庭で保育できない場合に、保育士、助産師、保健師、看護師、幼稚園教諭のいずれかの資格を持ち、乳幼児の保育経験がある個人が代わって、その家庭で保育をする制度です。認定福祉員など制度の概要は次のとおりです。

#### （1）認定福祉員

市では、現在、次の11人の福祉員が家庭保育を実施しています。また、お子さん一人から、保育補助者を付けることもできます。

福祉員名	住所	電話番号
柴田 典子	幸区戸手本町2丁目（戸手保育園から徒歩3分）	522-3130
佐藤 成代	中原区上平間（下河原小学校裏）	522-1901
山口 佐智子	中原区北谷町（玉川保育園前）	533-2024
夏本 恵子	中原区小杉御殿町2丁目（市バス西明寺前バス停から徒歩2分）	722-0353
村上 睦子	高津区坂戸2丁目（坂戸保育園から徒歩10分）	812-0612
鈴木 眞弓	宮前区有馬1丁目（西有馬保育園から徒歩2分）	855-5804
坂西 和子	多摩区宿河原7丁目（多摩高校から徒歩5分）	822-6533
大森 敦子	多摩区菅馬場2丁目（府中街道塚戸交差点から徒歩2分）	945-5633
坂本 史代	多摩区宿河原2丁目（宿河原小学校から徒歩3分）	922-8639
和田 智子	麻生区上麻生7丁目（亀井バス停から徒歩1分）	988-7677
水嶋 昌子	麻生区百合丘1丁目（百合丘保育園から徒歩5分）	966-2003

#### （2）利用条件

市内在住で、お子さんが産休明け（生後43日目）～3歳未満で、通常の認可保育所と同様、保護者などが昼間、お子さんを保育できない場合。なお、昼食は原則、ご自宅から弁当持参となります。

#### （3）受入定員

3～5人

#### （4）保育時間

原則、月曜～金曜の8：30～17：00

ただし、上記の時間を超えて、保育を希望する場合には、各福祉員とご相談ください。その場合は、別途、保育料がかかります。なお、前後1時間の保育料は各300円です。

#### （5）保育料

0円～41,300円（世帯の前年の所得状況によって料金が異なります。詳細は、市のホームページ（健康福祉情報→制度児童→保育・子育て→家庭保育福祉員）をご覧ください。）

また、兄弟姉妹を認可保育所、おなかま保育室、他の福祉員に預けている場合は、保育料軽減の制度があります。

#### （6）申込方法

お住まいの区の保健福祉センター（地区健康福祉ステーション）にお申込みください。申込みが受入れ可能な人数を超えた場合には、保育所入所選考基準に準じて、預かるお子さんの選考を行います。

## 2 おなかま保育室

生後6か月～3歳未満のお子さんを対象に、認可保育所に入所申込みをし、入所条件を満たしながらも入所できないお子さんをお預かりする制度です。実施施設など制度の概要は次のとおりです。

### (1) 実施施設

市では、平成19年8月1日現在、次の17施設でおなかま保育室を行っています。

保育室名	住所	電話番号	定員	保育時間
川中島	川崎市川中島 2-4-19 川中島小学校内	266-5776	26人	月～土の 7:30～18:00
大島上町	川崎市大島上町 22-7 追分交差点そば	322-5545	32人	月～土の 7:30～18:00
向河原	中原区下沼部 1769-6 ディアコート 103・104 向河原駅の隣	411-3707	15人	月～土の 7:30～18:00
西丸子	中原区小杉陣屋町 2-19-1 西丸子小学校内	744-2145	15人	月～土の 7:30～18:00
今井西	中原区今井西町 96 今井小学校の隣	711-1037	30人	月～土の 7:30～18:00
第2新城	中原区新城 3-9-19 新城駅前商店街内	797-4068	32人	月～土の 7:30～18:00
第3新城	中原区新城 3-17-2 デタケプラザ 2F 新城駅前商店街内	798-5518	38人	月～土の 7:30～18:00
溝口	高津区下作延 312 清水屋 2F 高津区役所そば	856-6735	38人	月～土の 7:30～18:00
上作延	高津区上作延 284-1 上作延団地前バス停そば	856-6366	32人	月～土の 7:30～18:00
梶ヶ谷	高津区梶ヶ谷 3-7-33 梶ヶ谷駅から徒歩8分	856-5590	15人	月～土の 7:30～18:00
高津	高津区二子 4-2-2 川添ビル 1F 高津駅から徒歩3分	844-5991	15人	月～土の 7:30～18:00
宮前平	宮前区宮前平 3-4-24 宮崎台駅から徒歩6分	853-6511	21人	月～土の 7:30～18:00
有馬	宮前区有馬 9-5-15 国道246号線鷺沼交差点そば	861-6014	21人	月～土の 7:30～18:00
菅生	宮前区菅生 3-27-18 聖マリアンナ医大下バス停そば	976-3125	15人	月～土の 7:30～18:00
多摩	多摩区堰 2-7-4 ルーパイン元町 1F 川崎堰郵便局の隣	822-5476	15人	月～土の 7:30～18:00
中野島	多摩区中野島 4-19-23 バードタウン 3-203 中野島駅から徒歩5分	922-9447	15人	月～土の 7:30～18:00
向ヶ丘遊園	多摩区登戸 1651 多摩警察署そば	934-4088	15人	月～土の 7:30～18:00

※ やむを得ず延長保育を希望する場合は、1時間延長に限り認められますが、事前に各おなかま保育室とご相談ください。また、その場合の延長保育料は、月額2,500円となります。

(2) 利用条件

市内在住で、お子さんが生後6か月～3歳未満で、認可保育所に入所申込みをし、入所条件を満たしながらも入所できない場合

(3) 保育料

0円～50,000円（世帯の前年の所得状況によって料金が異なります。詳細は、市のホームページ（健康福祉情報→制度児童→保育・子育て→おなかま保育室）をご覧ください。）

また、兄弟姉妹を認可保育所、家庭保育福祉員、他のおなかま保育室に預けている場合は、保育料軽減の制度があります。

(4) 申込方法

各おなかま保育室に、見学（要予約）の上、お申込みください。申込みが受入れ可能な人数を超えた場合には、市の保育所入所選考基準に準じて、入所選考を行います。ご不明の点は、川崎市健康福祉局こども計画課（Tel 200-2662）まで。



### 3 川崎市認定保育園

川崎市認定保育園とは、児童福祉法上の認可を受けていない保育施設の中から、一定の要件などを備え市長が認定した、市から一部運営費の援護を受けている保育施設です。平成19年8月1日現在、次の44施設があります。利用条件、保育料、申込方法などは、各園に、お問い合わせください。

	保育園名	住所	施設長名	電話番号
川崎区	クリスチャン・ベビーセンター	渡田新町 3-10-17	佐藤 みつ子	322-3492
	鋼管通乳児園	鋼管通 2-2-6	小池 トモエ	322-2341
	熊谷乳児園	田町 2-10-6	熊谷 操	266-1900
	エンジェルキッズ川崎園	追分町 2-2 ウィステリアヒルズ 201	高橋 京子	344-8868
	キッズプラザアスク川崎駅前園	砂子 1-5-1	山口 静	221-5348
	大師新生保育園	大師町 15-9	濱田 薫	288-7612
	貝塚保育園	貝塚 1-15-1	田巻 三菜	233-3243
幸区	ちぐさ保育園	下平間 108-5-101	品川 千草	555-3903
	鹿島田エンゼルホーム	新塚越 1-2 サウザンドシティ 2 番館 2F	船橋 千里	520-8135
中原区	等々力保育園	等々力 6-12	有馬 良知	733-0714
	原保育園	上小田中 2-21-29	原 良子	798-1228
	小杉ベビーセンター	今井南町 524	木下 妙子	733-1948
	アップルベビールーム	下小田中 4-14-11	佐藤 みゆき	777-0877
	ウバウバハウス、ベビー	下小田中 1-6-2	岡本 登美子	798-7089
	マミークラブ小杉	新丸子町 727-3	鈴木 祥子	733-7743
	保育室わおわお元住吉園	木月 734-1 E X Y 石井ビル	洒井 智明	431-1180
	保育所ちびっこランド新城園	新城 3-5-1 新城 中島ビル 2F	上野 麻里子	777-6344
	武蔵小杉わんぱく園	新丸子東 2-901 イーストウッドビル 1F	齋藤 琴絵	411-6594
	！！ちーとも園	新城 1-10-5 パールハイム新城 201	船波 弘子	777-2256
	スマイリーキッズ	新丸子 729 ラフィネコート 102	松本 恭子	744-4169
	元住吉わんぱく園	木月 669 シャンプレ元住吉 2F	宮川 伸枝	433-5911
	高津区	たつのご共同保育所	向ヶ丘 137-3	熊谷 敏子
乳幼児教室ハッピールーム		溝口 6-2-5 メソンドバーガ	花上 ナミ	833-4834
ベビーホームメロディ梶ヶ谷		梶ヶ谷 3-3-8	岩村 弥生子	866-3991
ベビーホームメロディ溝口		下作延 256-201	鈴木 理絵	871-1715
駅型保育所レッツ・びー溝口園		溝口 2-16-6 シマザキビル	藤田 末子	811-7230
ベビーチャイルドランド		下作延 935	木村 三智子	865-1843
保育所ハッピースマイル溝の口駅前園		久本 3-2-1 ウエルタワー 2 F	高崎 昌子	820-1212
ベビーチャイルドランド高津園		二子 2-18-7	高橋 明美	814-0067
チャイルドケアサポートぶどうの実		久地 4-24-5	堀 初恵	829-6550
ハッピースマイル溝の口南口駅前園		久本 1-6-1 持田ビル 2F	村田 文代	870-2226
宮前区	可愛ベビーホーム	宮前平 1-9-24 A101	堀之内 いそ子	855-8496
	鷺沼なかよし保育園	鷺沼 3-5-18	小林 美代子	852-4154
	馬本保育所	宮崎 1-9-9	荒井 智恵	855-3517
	子育て協同センター「すきっぷ」	宮崎 2-1-1 生活クラブ高津センター 2F	上田 裕子	877-6215
多摩区	ホサナ保育園	中野島 6-25-5 ダイヤビル	池田 悦子	922-7526
	ハグミー・ナーサリー	中野島 3-15-15	山梨 優佳	935-6788
	ちびっこハウス	登戸新町 403-3	森田 博史	900-7711
	チャイルドランド稲田堤園	菅 1-6-25	飯倉 妃美子	944-6210
	保育所ちびっこランド宿河原園	宿河原 3-5-49 樋口ビル 2 F	堀内 知美	932-6052
保育所ちびっこランド向ヶ丘登戸園	登戸 2567 ノイエスト 1F	栗田 直子	930-3963	
麻生区	東百合丘保育園	東百合丘 4-21-9	柳沢 トモ子	966-3497
	千代ヶ丘ルンビニー園保育室	千代ヶ丘 1-10-6	大橋 由美子	953-7123
	新百合ヶ丘駅前保育園太陽の子	上麻生 1-15-9	遠藤 由香里	954-2214

## 4 地域保育園

地域保育園とは、児童福祉法上の認可を受けていない保育施設です。平成19年8月1日現在、次の61施設の設置届を受けています。利用条件、保育料、申込方法などは、各園に、お問い合わせください。

<南部>

	保育園名	住所	施設長名	電話番号
川崎区	ミルキーホーム川崎園	東田町 2-10 ホワイトガーデン 1F	鈴木 ゆう子	233-8128
	ちゃいんど川崎園	駅前本町 18-2 金子ダイヤモンドビル 301	宮崎 容子	245-2961
	キンカーンインターナショナルスクール	新川通 10-14 コスモ川崎 2F	瀧澤 昌子	233-3970
	ナーサリーアシスト	小川町 2-7 ラアイヴィ・タワー6F	内藤 貴志	245-2245
	うさぎ保育室	東門前 1-17-12 長野マンション 101	鈴木 紀代美	277-3549
	ピノキオ幼稚舎八丁なわて園	下並木 22-1	田村 奈美江	245-8844
	八丁囃エンゼルホーム	下並木 11-5 川崎サイトシティ クラブハウス 2F	木村 裕子	221-0365
	ぱれっとがーでん川崎園	小川町 11-3 YGビルディング 2F	平田 恵理奈	200-7242
幸区	たけのこ保育園	柳町 55	武田 躬行	520-3777
	ファイン・キッズ・インターナショナル	大宮町 2-8 イクス川崎ザ・タワー -2F3号室	石川 のぶ子	555-7473
	パンプキン・ガーデン・ラゾーナ川崎園	堀川町 72-1 ラゾーナ内	西 恵子	549-0123
	こあらっこはうす	南幸町 3-104 中川ビル 2F	濱田 さわ子	533-2876
	こあらっこはうす ゆうかり園	南幸町 3-101 尻手幸ビル 1F	濱田 さわ子	544-9116
	保育所ちびっこランド尻手駅前園	南幸町 3-105-2 ハイラク川崎 201	浪川 定幸	511-7588
	保育所ひまわり	小倉 832-2	小倉 セツ子	589-0076
	聖子保育園	下平間 130 洋光ビル 3F	田中 早苗	544-4136
	矢向エンゼルホーム	神明町 1-80-1 オーベルグランディオ川崎 2F	小倉 真澄	520-8137
中原区	保育室こじかルーム	木月 660 フラッグメゾン 103	松永 睦美	434-7236
	中村保育所	木月伊勢町 9-30	谷田部 由美子	434-0020
	プラザ保育園	新城 1-15-5 ニューキャッスル岡田 305	太田原 幸枝	751-6704
	こどもの森保育園	小杉 3-249-2 クリアホームズ小杉 1F-C	春岡 真樹子	733-9075
	私立保育園キンダーナーサリー 武蔵新城園	新城 1002	石井 康太	777-8839
	新城わんぱく園	上新城 2-11-20 第1井上ビル 3F	大矢 裕子	798-0320
	ウパウパハウス、キッズ	上小田中 5-2-5 ラウム武蔵中原 2F	岡本 登美子	752-6773
	武蔵中原わんぱく園	上小田中 5-1-3 鹿島ビル 5F	大矢 裕子	755-5233
	保育園アソシエ新城	新城 5-8-30 第2望月ビル 2F	小俣 伸基	271-6015
	私立保育園ピコロキンダーナー サリー武蔵中原園	下小田中 2-4-22 グランディールなとり 1F	中 信一郎	754-9171

<北部>

	保育園名	住所	施設長名	電話番号
高津区	駅型保育園・アンジェ	末長 46-1 梶ヶ谷プラザビル 113	脇谷 道子	865-1640
	キッズサロン・ちとせ	千年 233-15	宇佐見 永子	798-7821
	私立保育園キンダーナーサリー ベビー0, 1	新作 5-13-12-102	石井 康太	888-8283
	保育所ちびっこランド子母口園	子母口 352-3 コープアイティオー1F	半澤 公子	797-0191
	聖心育児室	下作延 928-3	棚木 さつき	877-6642
	キンダーガーデン・あいる	久本 3-9-6 リンクスビル 2F・3F	竹田 浩康	813-7979
	ポポラー川崎溝の口園	久本 3-14-1 タワーパークス田 園都市溝の口 1F	川端 綾乃	850-1080
	be' be' 保育室	久本 2-6-13 1F	宇戸 由美子	567-9397
	保育室アンファン	溝口 2-14-5 コンフィアンス 2F	廣田 千賀子	829-5630
	保育所ちびっこランド久地駅前 園	久地 4-13-1 袴田ビル 2F	石田 和博	813-0778
	ひふみ～梶ヶ谷園～	梶ヶ谷 4-1-1 クロスポイント梶ヶ谷 101	福山 衣麻	852-8686
	あいみー保育室	梶ヶ谷 3-1-6	谷澤 峰子	865-6211
	チャイルドケアセンター青い鳥 溝の口園	下作延 279-4 セリエ溝の口 1F	門脇 保正	860-5061
宮前区	保育所ちびっこランドさぎぬま 園	鷺沼 3-1-35 鷺沼ブルーネ 201	広岡 久美子	853-3461
	めぐみ保育園	東有馬 2-7-1	渡辺 恵子	861-5370
	ベビーホームメロディ宮前平	宮前平 2-15-3	澤田 英奈	857-6037
	保育所ちびっこランド潮見台園	潮見台 6-7 グリーンヒルズ潮見台 202	亀里 広明	976-8573
	ベビーホームメロディ宮崎台	宮崎 2-7-51 リーセントパレス 203	大谷 智子	865-3146
	保育室チャイルド宮前	宮崎 2-8-35 ウエストリバー 2F	山口 睦月	854-7002
	子どもミニディサービス ほっぷ	宮崎 2-13-35 モア宮崎 103	福岡 好恵	865-0310
	私立保育園キンダーナーサリー 宮前平園	宮崎 6-9-6	堀内 翔	854-9992
たけのご保育園	土橋 6-6-10	斉藤 千代子	888-0174	
多摩区	保育所ちびっこランド稲田堤駅 前園	菅 1-2-31 プラザクリエイト 203B	川口 ちか子	945-0265
	稲田堤わんぱく園	菅 1-3-2 コトブキビル 202	大矢 裕子	945-9481
	キッズルーム・はるるん	菅 2-1-19 レリアコート京王稲田堤 202	多々納 恵理	945-5336
	若葉ベビールーム	登戸 3293-3	須田 永津子	932-2317
	にじいろ保育園	長沢 2-20-31	姉崎 恵子	978-1081
麻生区	みらいっ子	多摩美 2-9-8	渡邊 千映子	982-5655
	保育所ちびっこランド百合丘駅 前園	百合丘 1-19-2-403 星ビル	増本 真弓	969-5258
	ヒマワリベビーホーム	王禅寺東 1-25-10	志村 美千代	966-1281
	F O S T E R新百合ヶ丘園	上麻生 2-2-23	緑川 朋代	951-0822
	マンマハウス白鳥	白鳥 1-9-20	高橋 志摩子	980-1636
	カスタッチこどもc l u b	はるひ野 1-15-1	本間 小史	986-9008
	病児保育スカイ	王禅寺西 5-130 フォレスター新百合ヶ丘 202	柏木 博之	959-6521
パティスポーツ幼稚園はるひ野	はるひ野 4-4-6 トウトウジャ ルダンはるひ野 1101	鈴木 威	819-4601	



## ◆◆◆ 保育所事務担当課一覧 ◆◆◆

川崎区保健福祉センター保健福祉サービス課児童・家庭支援担当

(〒210-8570 川崎区東田町 8 TEL201-3287)

大師地区健康福祉ステーション児童・家庭支援担当

(〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1 TEL271-0150)

田島地区健康福祉ステーション児童・家庭支援担当

(〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7 TEL322-1999)

幸区保健福祉センター保健福祉サービス課児童・家庭支援担当

(〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1 TEL556-6688)

中原区保健福祉センター保健福祉サービス課児童・家庭支援担当

(〒211-8570 中原区小杉町 3-245 TEL744-3263)

高津区保健福祉センター保健福祉サービス課児童・家庭支援担当

(〒213-8570 高津区下作延 274-2 TEL861-3250)

宮前区保健福祉センター保健福祉サービス課児童・家庭支援担当

(〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5 TEL856-3259)

多摩区保健福祉センター保健福祉サービス課児童・家庭支援担当

(〒214-8570 多摩区登戸 1775-1 TEL935-3297)

麻生区保健福祉センター保健福祉サービス課児童・家庭支援担当

(〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1 TEL965-5158)

平成19年9月発行 保育所入所案内 第2版  
編集・発行／川崎市健康福祉局こども事業本部  
こども施策推進部こども計画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 200-2662 FAX 200-3933

URL <http://www.city.kawasaki.jp/35/35kikaku/home/fukushi/index.html>

各保育所などの詳しい情報は、上記のホームページから、ご覧いただけます。

(市外局番：044)